

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第5号)

平成22年6月15日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏	議員	2番	近 藤 郁 子	議員
3番	三 浦 桂 司	議員	4番	一 色 美 智 子	議員
6番	杉 浦 光 男	議員	7番	平 野 龍 司	議員
8番	山 田 英 明	議員	9番	石 橋 敏 明	議員
10番	平 野 敬 祐	議員	11番	村 山 金 敏	議員
12番	安 井 明	議員	13番	松 山 廣 見	議員
14番	榊 原 杏 子	議員	15番	山 盛 左 千 江	議員
16番	伊 藤 清	議員	17番	月 岡 修 一	議員
18番	堀 田 勝 司	議員	19番	坂 下 勝 保	議員
21番	矢 野 清 實	議員	22番	前 山 美 恵 子	議員

2. 欠席議員

5番 中 村 定 志 議員

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	佐 藤 政 光 君	議事課長	成 田 宏 君
議事課長補佐	松 林 淳 君	議事課長補佐	石 川 晃 二 君
兼庶務担当係長		兼議事担当係長	

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	後 藤 学 君	行政経営部長	宮 田 恒 治 君
市民生活部長	平 野 隆 君	健康福祉部長	神 谷 巳 代 志 君
経済建設部長	三 治 金 行 君	消防長	神 谷 清 貴 君
教育部長	竹 原 寿 美 雄 君	行政経営部次長	横 山 孝 三 君
		兼秘書政策課長	
行政経営部次長	大 林 栄 美 君	健康福祉部次長	加 藤 誠 君
兼財政課長		兼高齢者福祉課長	
健康福祉部次長	原 田 昇 君	経済建設部次長	鈴 木 重 利 君

兼医療健康課長		兼都市計画課長	
経済建設部次長	加藤 慎 君	会計管理者	塚本 邦広 君
兼環境課長		兼出納室長	
総務防災課長	神谷 元弘 君	監査委員事務局長	福井 康夫 君

5. 議事日程

(1) 議案質疑・委員会付託

議案第 36 号 財産の買入れについて(ひまわりバス)

議案第 37 号 豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第 38 号 豊明市税条例の一部改正について

議案第 39 号 豊明市都市計画税条例の一部改正について

議案第 40 号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第 41 号 豊明市有料駐車場条例の一部改正について

議案第 42 号 豊明市火災予防条例の一部改正について

議案第 43 号 平成 22 年度豊明市一般会計補正予算(第2号)について

議案第 44 号 平成 22 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

(2) 報告第6号 専決処分事項の報告について(損害賠償の額の専決処分)

6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

No.2 ○議長(矢野清實議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 19 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会でご協議いただいておりますので、その結果を委員長より報告を願います。

石橋敏明議会運営委員長。

No.3 ○議会運営委員長(石橋敏明議員)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げ

げます。

本日、午前9時 30 分より委員会を開催し、本日の議事について協議をいたしました。

その結果につきましては、お手元に配付されておりますとおり、当局より報告第6号の提案がありましたので、本日の議事日程に組み入れることといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.4 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、議案質疑・委員会付託に入ります。

議案第 36 号から議案第 44 号までの9議案を一括議題といたします。

今期定例会も、議案質疑については、通告制を試行することに伴い、案件ごとに通告順で発言を許可いたしますが、本会議での質疑は、同一議員につき、再質疑を含め2回以内といたします。

なお、再質疑がある場合は挙手を願います。

また、議案質疑に当たっては、お手元に配付いたしました議案等質疑通告書に従って行うものとし、大局的、政策的な内容に限定し、自己の意見を述べることはできませんので、あらかじめご承知おき願います。

さらに、当局の職員においても答弁は通告の内容に従って、簡潔に行うよう申し添えておきます。

初めに、議案第 36 号については質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

榊原杏子議員。

No.5 ○14番(榊原杏子議員)

ひまわりバス2台の購入についてお聞きいたします。

契約の方法が随意契約ということで、地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号による随契という説明が書いてありますけれども、この内容について議案説明のときには説明がありませんでした。

この理由についてご説明ください。なぜ2号に該当する契約になったのかということをご説明いただきたいと思います。

それから2点目に、この金額については車体だけの金額であるのか、それか中の設備といたしますか、シート等一式を含めての額かどうかをお答えください。

そして、中に含まれるものがあるとするならば、そのものについても何が入っているのか、ご説明ください。

3つ目に、当初予算と比べまして、若干安価になっているわけですがけれども、随契ということですので、この買入れ金額については、見積もりの時点の金額から下がった理由は、仕様等の変更によるものなのか。それとも、何か努力を行った結果ということなのか、それについてお答えください。お願いします。

No.6 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.7 ○経済建設部長(三治金行君)

財産の買入れについて、ご質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、随意契約についてでありますけれども、当該契約の目的に上がっております物件、ひまわりバスでございますが、特定のものでなければ納入できないということの中で、販売会社が契約締結後に日野自動車株式会社に車両の仕様を盛り込んでオーダーし、受注生産をするものであります。

まあ車種選定におきまして、路線バス仕様については、国産での小型バスは日野自動車株式会社のみで製造されておまして、日野自動車株式会社の取り扱う車両の販売権利を持つ愛知日野自動車株式会社といたしました。

次に、金額は車体のみか、また、含まれるものというご質問でございますが、車体と特別仕様一式を含んでおります。

特別仕様については、タコグラフ、乗降中の表示板、乗客知らせ灯、ワンマン放送装置、バックアイカメラ、アイドリングストップ装置などなど、計16オプションでございます。

次に、予算と比べて差が出たが、仕様等の変更があつてのことか。何か価格が下がるために努力を行ったのかについてでございますが、予算との差額につきましては、入札残でございます。仕様については変更しておりません。

以上で説明を終わります。

No.8 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

榊原杏子議員。

No.9 ○14番(榊原杏子議員)

1点目の質問について、ちょっと確認ですがけれども、その車種しかなかった。それで、販売をしているのも、その販売会社しかなかったということによろしいのでしょうか。

それから、予算と比べて差が出たがということで、入札残というふうにおっしゃいましたけ

れども、見積もりの時点と何で違うのか、ちょっとよくわからないんですけれども、同じところから見積もりをとっていると思いますし、それで購入の金額に差が出るのは、よくあることというか、当然のことなのかどうか、ちょっと詳しく教えてください。

No.10 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.11 ○経済建設部長(三治金行君)

販売契約についてのご質問でございますけれども、国内で販売されているのは、日野自動車株式会社の小型バス。これはバス専用の路線仕様のバスでございますので、こちらのほうで取り扱うということでございます。

それから、仕様についてということでございますけれども、入札の残でございますが、設計書、それから仕様書等については、当初の見積書のとおりの内容のもので進めているところでございます。

終わります。

No.12 ○議長(矢野清實議員)

これにて、榊原杏子議員の質疑を終わります。

以上で議案第 36 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 37 号については通告がありませんので、質疑を終わります。

続いて、議案第 38 号については質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

山盛左千江議員。

No.13 ○15番(山盛左千江議員)

それでは、豊明市税条例の一部改正について質疑をさせていただきます。

この中の 19 条の 3、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例の部分について、それが追加されたことについてお伺いしたいと思います。

この追加については、株の利益に対する税率を 10%から 20%に、もとに戻すという、軽減の特例を平成 24 年に廃止するというに伴う改正であるというふうに理解しております。

口座の内容については、1人1口座、1年間 100 万円に限り非課税にするというものだというふうに理解しております。

そこで、2つお伺いいたしますけれども、この改正によりまして、本市の税収はどのように変化していくのか、何か見込みを持っていらっしゃるようでしたら、お答えいただきたいと思

います。

2点目は、本条例、まあ本条例は国の地方税法改正によるものですので、その改正のねらいというふうにもとらえていただいてもかまいませんが、高額株を売買する人への特例優遇を見直して、少額株主の優遇に絞るというふうな改正だというふうにご理解してよろしいでしょうか、お願いいたします。

No.14 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

平野市民生活部長。

No.15 ○市民生活部長(平野 隆君)

第19条の3の関係で2点です。

1点目の税収の推移をどう見込むかということですが、これは非常に難しいと思います。

といいますのは、今、市民税に係る株式所得の申告をされている方は、約800人ほどつかんでおりますけれども、その方たちが、例えばどれだけの方が非課税口座株を利用されるのか、開設されるのかといった点。それから、配当に係る投資額を100万円全額みるのか、それ以下にするのかといった不確かな点等々があります。

したがって、先ほど言いましたように非常に難しいと思われませんが、総じて言いますれば、税率が20%になるということで増収になると思われるので、まあその程度、今そのぐらゐの把握しかできないということなので、ご了解をお願いします。

それから、2点目です。

今回のこの条例改正は、そもそもは租税特別措置法の改正による市税条例の改正であります。議員が申されましたように、平成24年からの実施と、本格課税になるわけですが、この考え方としまして、私どもは個人の株式市場への参入を推進する観点からの非課税の特例措置が行われたものと、そういった理解をしております。

終わります。

No.16 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

これにて、山盛左千江議員の質疑を終わります。

以上で議案第38号の質疑を終わります。

続いて、議案第39号については質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

続いて、議案第40号については質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

前山美恵子議員。

No.17 ○22番(前山美恵子議員)

国民健康保険税条例の一部改正について、この条例改正については、職を失った人は、国保税を計算するのに前年の所得を100分の30にして、計算をするわけですが、減収になりますけれども、その補てん措置について、国がどういう形で補てんをされるのか、その状況を教えてください。

それと周知について、離職をされた人は社会保険のほうから国保のほうへ異動します。この前も質問をしましたように、いろいろ申請に来なければそのまま、窓口にとめ置きになりますけれども、これを解決させるための周知の方法について教えていただきたいと思えます。

No.18 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部次長。

No.19 ○健康福祉部次長(原田 昇君)

1点目の減額分の財源ですが、これは国のほうの特別調整交付金で補てんをされます。

それと、まあ所得が減額されたことによって軽減分が起きてきます。6割4割の軽減が起きますが、その保険基盤安定制度により軽減分については補てんされることになっております。

それから、周知については既に5月号の広報、それから4月にホームページに掲載しております。また、7月中旬発送予定の納入通知書にPR用のチラシの同封、それから8月の保険証の送付時に手引きを同封いたします。

また、社会保険から国民健康保険への手続で、市役所のほうに来庁された方については、聞き取り調査等を行いまして、制度や手続について説明をしております。

また、ハローワークのほうでもPRを行っていただいておりますので、よろしく願います。

以上で答弁を終わります。

No.20 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

前山美恵子議員。

No.21 ○22番(前山美恵子議員)

減収分については特別調整交付金ということで、軽減分については基盤安定なんですけれども、基盤安定は以前は国が2分の1で、あと、県・市が4分の1だったのが、今、国の負担分はなくなったとお聞きをしているんですけれども、これに変わったのではないかなと思うんですけれども、これは県のほうからの保険基盤安定のほうで、しかも一括で入ってくるのではないのかなと思うんですけれども、ちゃんと保障をされるのか、ちょっとそこが心配なものですから、この点についてわかりましたらお知らせください。

それから、周知の方法なんですけれども、窓口に来ていただける方には、保険証をお渡しすることもできますし、切りかえることができるのですが、来られない方について、いろいろハローワークや聞き取り調査とかというふうでされるんですが、来られない人が無保険の状態になるものですから、この点について、対策をもうちょっと踏み込んで考えていらっしゃるのでしょうか。

No.22 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

原田健康福祉部次長。

No.23 ○健康福祉部次長(原田 昇君)

保険基盤安定制度により補てんされるのは、国・県が4分の3、市が4分の1ということでございます。

それから、市役所のほうへ来庁されない方については、把握がなかなか難しいんですけれども、特別徴収から普通徴収に切りかえた方など、そういった方については、税務課のほうで調べまして連絡をとるか、何らかの形で今現在もやっております。

以上です。

No.24 ○議長(矢野清實議員)

これにて、前山美恵子議員の質疑を終わります。

以上で議案第40号の質疑を終わります。

続いて、議案第41号及び議案第42号の2議案については通告がありませんので、質疑を終わります。

続いて、議案第43号については質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、榊原杏子議員。

No.25 ○14番(榊原杏子議員)

一般会計補正予算について質疑をします。

8ページ、9ページの一番上のところにある秘書人事人件費の財源振替 82 万 7,000 円についてお聞きをします。

一般財源を引いて国庫支出金で振りかえているわけなんですけれども、歳入との関係を見ますと、この国からのお金というのは緊急雇用関係の費用のようです。この内容についてご説明ください。

それから、緊急雇用は、そもそも新たに起こした事業しか認められないものだったと思いますので、今、既存のものを振りかえて、一般財源から振りかえてということに、非常に疑義を感じるわけなんですけれども、なぜ、このような処理を行ったのか、詳しくご説明いただきたいと思います。

それからもう一点、緊急雇用の全体のことについてお伺いいたします。

歳出はばらばらに分かれておりますので、歳入のほうのページを記しておきましたけれども、5ページの緊急雇用創出事業費補助金の 4,500 万円余のものについて、今回の申請の条件、まあ要件といいますか、どういうものについて申請できるというふうに提示をされていたのか。そして、当市からはどのようなものを申請したのか。そのうちのどれだけが採択されて、この歳出に上げられているものになったのかということをご説明ください。

それから、それぞれの事業で歳出のほうに上がっているものについて、人数、時間数、時間単価、勤務形態等を、それぞれご説明いただきたいと思います。

それから今回、デジタル化の作業、あるいは台帳の作成等に、市役所の持っている紙データをデジタル化するという委託の事業がたくさん出てきていますけれども、これらの作業については、補助金がなかった場合には何年ごろに、どのように進めていく予定の事業であったのか、お答えください。

このデジタル化の推進については情報化推進計画等、まあその他の計画でも結構ですけれども、これらの年次計画を立ててやってきたものなのかどうか、どこかにのっているものがあつたのかどうか、お答えください。

さらに、それらの作業、まあ事務作業ですけれども、この金額を得て委託を行ってということで、今年行われるわけですけれども、今年度中にこれが完了するというか、予定であるのかどうか、お答えください。お願いします。

No.26 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.27 ○行政経営部長(宮田恒治君)

それでは、補正予算書の9ページ、秘書人事人件費の 82 万 7,000 円の財源振替について説明をしていきます。

この 82 万 7,000 円につきましては、今回の補正の緊急雇用創出事業の補助金の事業の

うち、新たに社会人経験の教員補助・特別支援員と、それから定住外国人の日本語教育推進のために、新たに臨時職員を5名雇用する計画でいます。

この 82 万 7,000 円は、その5名の臨時職員の社会保険料等になっていきます。

そして、振替を行ったというのは、本来は、社会保険料が増という形になっていきますけれども、現在、当初の予算の枠の中で、この社会保険料が賄えると判断をいたしましたので、あえて補正増とはせずに、緊急雇用の補助金でありますので、財源振替を行ったためであります。

以上で終わります。

No.28 ○議長(矢野清實議員)

三治経済建設部長。

No.29 ○経済建設部長(三冶金行君)

緊急雇用創出事業費補助金の全般についてのご質問をいただきました。

まず今回の申請の条件、それからどのようなものを申請したか、また採択されたかということでございますけれども、申請の条件であります、失業者に対しまして、次の雇用までの短期の雇用、就業の機会を提供する事業であります。

対象となる事業は、愛知県、市町村が企画した新たな事業でありまして、既存の事業の振替でないことであります。

個別事業におきましては、事業に占める新規雇用失業者の人数割合がおおむね 50% 以上、新規雇用をする労働者は失業者であり、雇用期間は6カ月以内とし、1回に限り更新を可能としております。

次に、申請と採択でありますけれども、6件申請をいたしまして、すべて採択をされました。

所管別に説明させていただきますと、経済建設部におきまして、道路境界及び排水路図数値化データ作成業務委託、こちらのほうが 948 万円。建築・開発関係受付台帳デジタル化業務委託、こちらのほうが 510 万 4,000 円。街路用地台帳作成業務委託、こちらのほうが 148 万 8,000 円。

また、教育部におきまして、社会人経験教員補助・特別支援員事業 487 万 4,000 円、定住外国人日本語教育推進事業 174 万 2,000 円。

市民生活部におきましては、公図デジタル化業務委託、2,237 万円。

合計 4,505 万 8,000 円であります。

それぞれの事業の内容でございますが、まず、道路境界及び排水路図数値化データ作成業務委託につきましては、雇用人数が4人、うち新規雇用人数が3人。勤務形態は1日単位で、新規雇用者単価1万 3,800 円であります。

勤務形態、事業形態につきましては、6カ月、または1年以内の雇用で、受託事業でございます。

続いて、建築・開発関係受付台帳デジタル化業務委託、雇用人数といたしまして4人、うち新規雇用人数が3人でございます。勤務形態は1日単位で、新規雇用者の単価は1万3,800円でございます。

勤務形態、事業形態につきましては、6カ月、または1年以内の雇用で、受託事業でございます。

街路用地台帳作成業務委託、雇用人数3人、うち新規雇用人数が2人でございます。勤務形態は1日単位で、新規雇用者の単価は1万3,800円であります。

勤務形態、事業形態は6カ月、または1年以内の雇用で、受託事業でございます。

続いて、社会人経験教員補助・特別支援員事業、雇用人数8人、うち新規雇用人数8人でございます。勤務形態は1日6時間、新規雇用者の単価は時間当たり1,220円でございます。

勤務形態、事業形態につきましては、6カ月、1年以内の雇用で、直接実施事業でございます。

定住外国人日本語教育推進事業、雇用人数2人、新規雇用人数2人。勤務時間は、1日当たり7時間、新規雇用の単価は、時間当たり1,510円でございます。

勤務形態、事業形態は6カ月、または1年以内の雇用で、直接実施事業でございます。

最後に、公図デジタル化業務委託でございます。

雇用人数8人、うち新規雇用人数6人。勤務形態は1日単位、新規雇用単価は1万3,700円でございます。

勤務形態、事業形態は6カ月、1年以内の雇用で、受託事業でございます。

次に、多くを占めるデジタル化やデータ作業の事業について、補助金がなければどのように事業を進めるか、また、情報化推進計画等についてであります。既存の事業を対象に補助を受けるのではなく、新たに企画し、失業者が短期間において就業できる機会を提供、まあ創出する事業であり、補助事業として、市として必要な業務の中において進めているものでございます。

情報化推進計画につきましては、地域の問題解決、住民のサービスの高度化、行政の効率化などの取り組みとして、推進計画をつくっているもので、紙データを電子化にする計画を含めているところでございます。

次に、事業は今年度中に完了するかについてであります。新規雇用者の雇用期間は6カ月として、1回限り更新ができます。したがって、年度内で完了いたします。

説明を終わります。

No.30 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

榑原杏子議員。

No.31 ○14番(榑原杏子議員)

秘書人事人件費の財源振替についてお聞きします。

当初の枠の中で賄えるということでしたけれども、新たに今回、緊急雇用で直接実施の分ですよね、社会人経験と外国人の支援のほうですけれども、この方たちの社保等と言われましたけれども、それをお支払いするのに、一般財源を引いているというのは、当初にはこの方たちの社保の分というのは、一応入ってないわけです。

もちろんトータルでという説明はわかりますけれども、これは入ってないものを引くというのは、やっぱり筋が通らないのではないかと思いますし、これまで緊急雇用を昨年もやってきている中でも、同様の処理が同時に財源振替というふうには、記憶にないわけなんですけれども、…。

No.32 ○議長(矢野清實議員)

発言中ですが、一般質問にならないようにお願いします。

No.33 ○14番(榑原杏子議員)

はい。この処理についてお聞きをしているんですけれども、入ってないものを引くというのは、やっぱりちょっと処理がまずいんじゃないかというふうに思うんですが、望ましい処理とは言えないんじゃないかと思うんですけれども、これは大丈夫なんでしょうか。

もう一つ、今後、同様の緊急雇用等のことがあった場合にも、同じ処理をするほうが望ましいのか。それとも、全員の分の雇用のものを後でまとめて補正減をするほうが望ましいのか。どちらが望ましいとお考えでしょうか、お願いします。

それから、緊急雇用のほうについてお聞きしますが、デジタル化の作業等はやっていくという方針はあったけれども、年次計画としてはなかったと、新しい事業であるのでというご説明だったように思いますけれども、だとすると、この同様のデジタル化が必要な作業というのは、まだ庁内にたくさんあるのでしょうか。まあ把握をしていらっしゃいましたら、どの程度あるということをお知らせいただきたいと思います。

それから、委託で行う事業については、派遣会社ですかね、から派遣を受けるという形態なのか。人に来ていただくわけですけれども、新しい人がたくさん入られるということで、データをいじっていただくわけですから、情報の管理ですとか、そういうトラブルがないようにしていただきたいわけですけれども、契約内容等については、そういったことに留意する内容になりますでしょうか。何か配慮する点がありましたら、お知らせください。

No.34 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.35 ○行政経営部長(宮田恒治君)

今回の振替につきましては、先ほど説明いたしました緊急雇用の補助金が入ってきますので、この補助金を入れるために財源振替をいたしました。通常はこのような形は、特に補助金がなければ、こういう形にはいたしません。

それから、21年度にはなかったがということでしたけれども、21年度については、こうした人件費について、補助金、社会保険料等に充当してもいいかというのが、要綱にもなかったし、県からも説明がありませんでした。

しかし、22年度に入って、少しこうした事業について緩和されてきましたので、今回、22年度から、こうした臨時職員の社会保険料等にも充当ができることとされましたので、今年度の予算から組み入れてあります。

以上で終わります。

No.36 ○議長(矢野清實議員)

三治経済建設部長。

No.37 ○経済建設部長(三治金行君)

委託内容について把握しているかというような一つのご質問ですけれども、各課のほうに、こういう新規雇用についての事業について、皆さんに周知をさせていただいております。

そういう中で、各課において今、調整、検討をしているところでございますけれども、現在は私どもで聞いている限りでは把握はしておりません。

それから、委託会社が、庁舎内だとか、いろんなところに情報が入ってくるよというようなお話でございますけれども、こちらについては十分、業務の内容について必要でございますので、仕様の中で、こういう形のものには十分、気をつける旨の記述をしまいたいというふうに考えております。

終わります。

No.38 ○議長(矢野清實議員)

これにて、榊原杏子議員の質疑を終わります。

続いて、山盛左千江議員。

No.39 ○15番(山盛左千江議員)

同じく平成22年度一般会計補正予算についてお伺いいたします。

まず、歳入のほうから聞きますけれども、6ページ、7ページの市町村振興協会COP10の関連事業交付金140万円余の内容についてですけれども、この交付金の額ですが、協会のほうから示されたものなのか。それとも、本市のほうからある程度事業を組み立てて要求というか、請求したものなのか、お知らせいただきたいと思います。

2点目は、この交付金の使途であります。

これは歳出のほうになりますので、8ページ、9ページの一番上の段と一番下の段に歳出のほうが書かれておりまして、1つは梯子獅子の公演というか、披露というふうに説明がありました。

もう一つのほうには、有機循環に関するブースをつくるというような説明があったというふうに思います。

それぞれの事業についてですが、これを選択ですけれども、協会のほうからご依頼があって、それをお受けしたものなのか、当市において事業を決めたものなのか、お願いいたします。

それから3点目、この2つの事業についての内訳、詳細についてご説明をお願いいたします。

No.40 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.41 ○行政経営部長(宮田恒治君)

それでは、質問の1点目、交付金の146万8,000円ですけれども、これは振興協会から、このCOP10の事業に参加する市町村に、まあ一律150万円を限度に交付されてきます。それに基づいて豊明市が事業を組んだ結果で、146万8,000円という事業を組んであります。

それから、2つ目の質問の、まずは大脇梯子獅子については、これは県からの出演依頼がありましたので、市から保存会に打診をして承諾をいただいたものです。

それから、堆肥ブースにつきましては、これはCOP10の趣旨であります生物多様性に配慮した地域づくりを行っている市の取り組みとしてエコ堆肥や農産物を紹介していくものです。市の取り組みを紹介するために、こうした事業に参加していきます。

それから、3つ目の事業費ですけれども、大脇梯子獅子のイベントに関しては50万円。これは振興協会のほうからイベントについては50万円という規定がありますので、その額です。

それから、堆肥ブースの関係につきましては、ここでブースでのPRのためにNPOIに対して委託をしますので、45万円。それと、市が直接行っていきます環境課のブースを立てていきますので、PRグッズですとか、パンフをつくっていきます。

また、エコ堆肥の配布を行っていきますので、それがトータル 52 万円という事業費の内訳になっていきます。

以上で終わります。

No.42 ○議長(矢野清實議員)

山盛左千江議員。

No.43 ○15番(山盛左千江議員)

大脇梯子獅子の出演については、生物多様性とちょっとどんな関係があるのかなというふうに思っていたので、お聞きしたわけですが、県からの依頼ということでしたので、いいかと思えます。

ただ、イベントは 50 万円というふうに、最初から枠が決められているかのようなご答弁がありました。この 50 万円で、その梯子獅子の出演については十分賄っていけるのか。また、内訳をご説明いただければありがたいと思えます。

それから、2つ目の堆肥ブースですけれども、これは趣旨に近いと思えますが、本市については、まさしくその生物多様性の大狭間湿地とか、それから何とかナガモチソウとか、ちょっと今すぐに出なくてごめんなさい、本市特有のそういったものも生息しているわけですけれども、そういったものについての本市の取り組みとかPRについては、特に考えなかったのか。それもあわせてPRするようなことがあるのか、ご説明いただきたいと思えます。

No.44 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.45 ○行政経営部長(宮田恒治君)

まず、1点目の 50 万円でできるかということでありまして、これは市町村振興協会のほうから、イベントに参加する事業については 50 万円を限度にするという、まあ要綱が定められておりますので、その 50 万円以内でお願いをしております。

出演者の謝礼でありますとか、バスの借り上げ等を含めまして、トータルで 50 万円をお願いをしております。

それから、もう一つのナガバノイシモチソウとか大狭間湿地、これは今年度も公開していきますが、この部分については、COP10に関連する事業でありますけれども、予算については必要がありませんので、今回の予算計上はしてありません。

以上で終わります。

No.46 ○議長(矢野清實議員)

これにて、山盛左千江議員の質疑を終わります。

以上で議案第 43 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 44 号についても質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。
榊原杏子議員。

No.47 ○14番(榊原杏子議員)

下水道の補正予算についてお伺いいたします。

5ページの中段に流域下水道維持管理費還付金というものがあります。覚書によるものだという説明がありましたけれども、覚書の内容についてお伺いをいたします。

それから、このような還付金というのは、過去にも発生していたのか。何年かごとに返ってくるものであったのかどうか、ご説明ください。

それから、毎年ではないものですから、何年分の余剰が還付をされるのかということをお願いします。

それから、余剰金が生じた理由。

それから、これまで処理費用を単価を決めてお支払いしてきているわけですがけれども、これまでの単価の計算というのはどのように行われてきたのか。計算根拠についてお知らせください。

それから、このように余剰金が発生している状況ということですので、今後の処理費用の単価については下げられるのかどうか。下げることが可能なのかどうか、そういう方向になっているのかどうかお答えください。お願いします。

No.48 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

鈴木経済建設部次長。

No.49 ○経済建設部次長(鈴木重利君)

流域下水道維持管理費還付金についてお答えをいたします。

1点目ですが、愛知県と流域関連の9市町が平成 22 年3月 11 日付で締結した覚書に、余剰金の返還が新たに加われました。したがって、還付は初めてのことです。

2点目ですが、何年分ということではなく、平成 20 年度末の繰越金の一部が余剰金に該当いたします。

3点目です。各市町の下水道普及率が向上いたしました。処理水量は増え続けていますので、近年、効率的に汚水処理がされた結果で、いわゆるスケールメリットです。

計算の根拠ですが、愛知県流域下水道の維持管理に要する負担金単価算定要領がございます。これに基づきまして、おおむね3年ごとに収支計画を見直し、負担金単価を設定しております。

最後ですが、直前の維持管理費負担金は、汚水1立方メートル当たり47円でしたが、平成22年度から3年間は43円となりました。したがって、汚水処理に係る単価は下がっております。

以上で終わります。

No.50 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

榊原杏子議員。

No.51 ○14番(榊原杏子議員)

今回、初めてということで、たくさん返ってきてありがたいわけなんですけれども、当市からは余剰が発生してきた状況に対して、何か意見を言ってきましたでしょうかということ。

それから、今後、単価が4円下がるということでしたけれども、43円という単価については、余らないような額に計算をされているんでしょうかということ。

それから、余剰金が今回というか、これまでの余剰金なんだろうけれども、その同じぐらいに余剰が生ずれば、また、還付がされるというような今後の見通しなのかどうか、わかりましたら教えてください。

それであともう一つ、覚書に新たに加わったということなんですけれども、還付の割合とかだと思っておりますけれども、内容についてもお聞きしていますので、ちょっと教えてください。お願いします。

No.52 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

鈴木経済建設部次長。

No.53 ○経済建設部次長(鈴木重利君)

これは意見の件ですが、境川処理部会というものが開催されております。その中で、愛知県と9市町が意見交換、もちろん議論もされているところです。

それから今回、4円下がっておりますが、これは、またさらに見直す機会がまいります。その中で精査をされるものでありまして、当面この3年間は43円が適当であろうという結論に達したものであります。

当然のことながら、さらに余剰金が将来発生すれば、還付の対象となってまいります。

覚書の内容につきましては、愛知県が発行しております、これは県の建設部下水道課ですが、流域下水道の維持管理等に関する算定要領がございます。この中に網羅されておりますので、ここで逐一、すべてをお話しするのは長くなるかと思っておりますので、割愛させていただきます。

終わります。

No.54 ○議長(矢野清實議員)

これにて、榊原杏子議員の質疑を終わります。

以上で議案第 44 号の質疑を終わります。

以上で議案質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案9件は、豊明市議会会議規則第 37 条の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管の各常任委員会に付託いたします。

以上で日程1を終わります。

日程2、報告第6号を議題といたします。

理事者の報告を求めます。

三治経済建設部長。

No.55 ○経済建設部長(三冶金行君)

報告第6号 専決処分事項の報告についてご説明を申し上げます。

地方自治法第 180 条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を別添のとおり専決いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

次のページをごらんください。

専決第3号でございます。

損害賠償の額の専決処分書。

地方自治法第 180 条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を専決したものでございます。

専決日は、平成 22 年6月7日でございます。

損害賠償額は、3万 6,900 円であります。

原因は、車両相互の物損事故でございます。

事故の概要でございますけれども、資料を添付させていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

平成 22 年6月3日、木曜日でございますが、午後3時 25 分ごろ、市内新田町中ノ割地内の不法投棄ごみを小型貨物自動車回収後、大久伝南交差点の南側交差点にて一たん停止する直前に、自転車と接触をしました。

相手方にはけがはありませんでしたが、自転車を破損させてしまったものでございます。

過失割合は、市が 90%、被害者が 10%であります。

職員には、日ごろから交通ルールを守り、安全運転に努めるよう指導してまいりましたが、不注意でこのような事故を起こし、まことに申しわけございません。

事故後に、職員には安全運転を徹底するよう指導をしたところでございます。

今後は、こうした事故が起らないよう、事故防止に努めてまいります。

大変ご迷惑をかけて申しわけございませんでした。

説明を終わります。

No.56 ○議長(矢野清實議員)

理事者の報告は終わりました。

ただいまの報告について質疑のある方は挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.57 ○15番(山盛左千江議員)

自転車と車の事故ということですので、まず、自転車を破損させただけで相手側にけがはなかったということでしたが、病院等に行って一通りの検査等はされたのか。

そういった場合は、この損害賠償額には含まれるのか、含まれないのか。やったか、やらないか。それが金額に入るか、入らないかをお答えください。

それから、損害賠償額3万 6,900 円ということですが、この金額が決められたのは、この額は何をもとにして決められたのか。全く新しいものにかえるのか、どのように処理されたのか、ご説明をお願いいたします。

No.58 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.59 ○経済建設部長(三治金行君)

事故を起こした後すぐに上司に報告をさせていただいて、被害者宅に出向いて、母親、本人に謝りました。

その中で、次の日もご連絡をいたしましたところ、体には異常がないということのご報告をいただきましたので、それで体については異常がないということで、現在進めているところでございます。

そういう中で、事故におきます金額につきましては、3万 6,900 円でございますけれども、金額につきましては、乗っている自転車につきましては、特別加工の自転車でございます。

そういう中で、買いかえをさせていただく中で、そういう形の加工のお金も含めました金額で、交渉がまとまったということでございます。

終わります。

No.60 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

山盛左千江議員。

No.61 ○15番(山盛左千江議員)

すぐに謝りに行かれて、体に異常はないというふうに言われたので、お医者さんには行ってないというふうに判断してよろしいのでしょうか。

本人がいいと言ったら行かないものなんでしょうか。ちょっとそこら辺もよくわからないので、お答えいただきたいと思います。

No.62 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.63 ○経済建設部長(三治金行君)

本人と母親のほうに話をさせていただいたところ、本人が行かなくてよいというのでしょうか、行かなくて治ったということで、何もありませんという報告をいただきましたので、そういう形をとらせていただいております。

終わります。

No.64 ○議長(矢野清實議員)

これにて、日程2を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。先ほど、各委員会に付託されました議案審査のため、明6月16日から6月24日までの9日間を休会といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.65 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、明6月16日から6月24日までの9日間を休会と決しました。

6月25日午前10時より本会議を再開し、委員長報告・同質疑・討論・採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

午前10時51分散会

copyright(c) Toyoake City.